

# 幼児教育・保育の無償化がスタート

■問合先／児童福祉課 保育グループ (☎ 0296-75-3156 直通)

10月1日から、全国で幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・保育所・認定こども園などの保育料が無償となります。

なお、世帯の状況、利用する施設・事業、子どもの年齢によって条件や上限があります。

制度の内容や申請手続きなどは、全戸配布チラシや市ホームページ、各保育施設を通してお知らせします。



## ◆無償化の対象になる方と費用

対象になる方	対象になる費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3～5歳児</li> <li>■ 0～2歳児（住民税非課税世帯）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幼稚園や保育所などの保育料に当たる費用 （通園送迎費、食材料費、行事などは実費負担）</li> </ul>

## ◆無償化になる施設とサービスの例

施設と対象	サービス内容		手続き
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所（2号・3号認定）</li> <li>■ 認定こども園（2号・3号認定）</li> <li>■ 小規模保育事業所（3号認定）</li> </ul>	無償	上限なし ※0～2歳児は住民税非課税世帯のみ対象	必要なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幼稚園（1号認定）</li> <li>■ 認定こども園（1号認定）</li> </ul>	無償	上限 25,700 円／月	必要なし
		【預かり保育】 上限 11,300 円／月 ※保育が必要と認定された世帯のみ対象	認定申請が必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認可外保育施設</li> </ul> ※県に届け出た施設を利用した場合 （一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター・ベビーシッター）	無償	【3～5歳児】 上限 37,000 円／月 【0～2歳児】 上限 42,000 円／月 ※0～2歳児は住民税非課税世帯のみ対象	認定申請が必要